

協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成16年2月10日

阿蘇中部3町村合併協議会会長 河崎 敦 夫

協議第7号 財産及び債務の取扱いについて（財産区等） （継続）

- （1）新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮の財産区についてはそのまま存続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。
- （2）部落有林等（純部落有林を除く。）については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。
- （3）行政財産については、新市に引き継ぐものとする。
普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議第10号 町、村、字名の取扱いについて （継続）

- （1）町、村、字の区域については、従前のおりとする。
- （2）町、村、字の名称については、次のとおりとする。
一の宮町においては、「一の宮町大字**」を「阿蘇市一の宮町**」に置き換える。
阿蘇町においては、「阿蘇町大字**」を「阿蘇市**」に置き換える。
波野村においては、「波野村大字**」を「阿蘇市波野村**」に置き換える。

平成 年 月 日確認

協議第15号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

- （1）農業委員会の設置について
新市に1つの農業委員会を設置する。
- （2）農業委員会の選挙による委員の定数について
新市における選挙による委員の定数は30名とする。
- （3）農業委員会の選挙による委員の任期について
3町村の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し引き続き1年を超えない範囲で新市の委員とし

て在任する。

ただし、在任期間については新市の委員で協議してこれを決める。

(4) 選挙区の設置について

特例期間終了後は、旧町村の区域による選挙区を設置して選挙を行う。

選挙区ごとの定数は次のとおりとする。

一の宮町選挙区 9 名、阿蘇町選挙区 17 名、波野村選挙区 4 名

協議第 16 号 納税組合・各種奨励金の取扱いについて

納税組合については、存続させるものとする。

納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。

個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については廃止する。

提案事項

提案事項について、次のとおり提出する。

平成16年2月10日

阿蘇中部3町村合併協議会会長 河崎 敦 夫

新市建設計画について

新市建設計画について、別添をもとに熊本県との正式協議を行うものとする。

平成 年 月 日確認